

北朝鮮の「水爆実験」と日朝交渉の今後に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十八年一月七日

有田芳生

参議院議長 山崎正昭殿



北朝鮮の「水爆実験」と日朝交渉の今後に関する質問主意書

二〇一六年一月六日、北朝鮮は「水爆実験」を行ったと発表しました。この冒険主義的蛮行は、東アジアの平和と安定に対する挑戦で、決して許すことはできません。日本にとっても、北朝鮮との拉致問題などの解決をめざす動きに水をさすものです。「水爆実験」が日朝交渉に与える影響について質問します。

一 政府は北朝鮮の「水爆実験」にも関わらず、ストックホルム合意を維持しますか、その認識をお示し下さい。

二 政府は北朝鮮の「水爆実験」にも関わらず、北朝鮮との非公式交渉を維持する意志はありますか、その認識をお示し下さい。

三 政府は経済制裁の一部解除は、ストックホルム合意と一体のものとして認識していますか。「水爆実験」を理由に経済制裁を元に戻すと、ストックホルム合意に基づき日朝交渉は中断すると思われませんが、政府の認識をお示し下さい。

右質問する。

